

# 埼玉県立職業能力開発センター 会計年度任用職員（向上訓練等推進員）募集要項

次のとおり会計年度任用職員（向上訓練等推進員）を募集します。

## 1 職務内容

次の事務を担当していただきます。

1 向上訓練（在職者のスキルアップを図る講習）の運営に係る事務の補助

（1）入校及び修了に関する業務

（2）カリキュラムの作成及び講師の手配等の業務

（3）訓練運営に関する情報の収集、受講生等の相談対応

（4）受講料の徴収に関する業務

（5）訓練の広報に関する業務

2 職業能力開発校の広報に係る事務の補助

## 2 応募資格

（1）年齢・性別・学歴は問いません。

（2）国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

○ 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 求める人材

次のすべてを満たす者が望ましい。

（1）健康でコミュニケーション能力があり、対人関係の調整能力があること

（2）ソフトウェア（Word、Excel、Teams など）が問題なく操作できること

## 4 採用予定者数

1人

## 5 勤務条件<sup>※1、2</sup>

(1) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2) 勤務日数・勤務時間

月15日・1日5時間50分

(始業及び終業時間は午前8時30分～午後5時15分の間で調整の上決定します)

○ 休憩時間：60分

○ 勤務日の割り振りについては調整の上決定します。

勤務日及び勤務時間（例）

・月～木 午前9時30分～午後4時20分（5時間50分）

(3) 休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）  
です。

(4) 休暇

年次休暇7日、その他は県の規程によります。

(5) 報酬

月額：119,000円～141,200円

（時間額換算：1,318円～1,564円）

○ 報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6) 諸手当

期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7) 交通費

別途支給（県の規程によります。）

○ 通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり

○ 加入条件を満たす場合に限ります。

(9) 勤務地

埼玉県立職業能力開発センター内

所在地：さいたま市北区櫛引町2-499-11

※1 「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※2 令和8年度予算の成立状況等によって、勤務条件の変更や、採用が計画されない場合があります。

- (1) 応募は、令和8年2月27日（金曜日）【必着】までに、本募集要項に添付している応募申込書、履歴書・身上書及び職務経歴書（様式任意）を下記担当宛てに提出してください。
- 応募者多数の場合、早めに締め切ることがあります（HP、掲示にて周知）。
- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時までです。

## 7 選考方法等について

### (1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

なお、合否にかかわらず、応募書類の返却はしておりません。

### (2) 第二次審査

第二次審査（面接）は、当センター内の会場で令和8年3月上旬に実施することを予定しております。日時及び場所については、第一次審査合格者に連絡します。

### (3) 最終合格

令和8年3月中旬頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

なお、合否の理由等に関するお問い合わせにはお答えできませんので御了承ください。

## 8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地：〒331-0825 さいたま市北区櫛引町2-499-11

担当：埼玉県立職業能力開発センター 総務・産業人材育成担当

電話：048-651-3408

## 【参考】会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されるものです。会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規程（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。